

第5章 取り組みの内容

1. 障がい福祉サービスの充実

(1) サービス必要量の確保と質の向上

① 訪問系サービスの充実

● 現在までの推移と今後の見込み

平成30年度・令和元年度の実績及び令和2年度の実績見込みから、訪問系サービス全体の利用量が年々増加しており、今後の利用者の増加が見込まれます。

● 課題

利用者は増加している一方で、市内のサービス提供事業所は減少傾向で市外の事業所を利用せざるを得ない場合があり、地域におけるサービス提供体制が十分とは言えない状況です。

● 施策の方針

必要とされるサービス量を見込み、確保できるよう努めます。

介護保険優先の原則に沿って、今後、適切な案内と円滑な移行に努めていきます。

● 第5期小郡市障がい福祉計画の実績

< 訪問系サービスの実績 >

	単位	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		見込	実績	見込	実績	見込	実績見込
訪問系サービス	時間	1,583	1,764	1,741	1,939	1,899	1,957

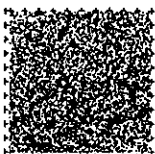
※月あたりの平均

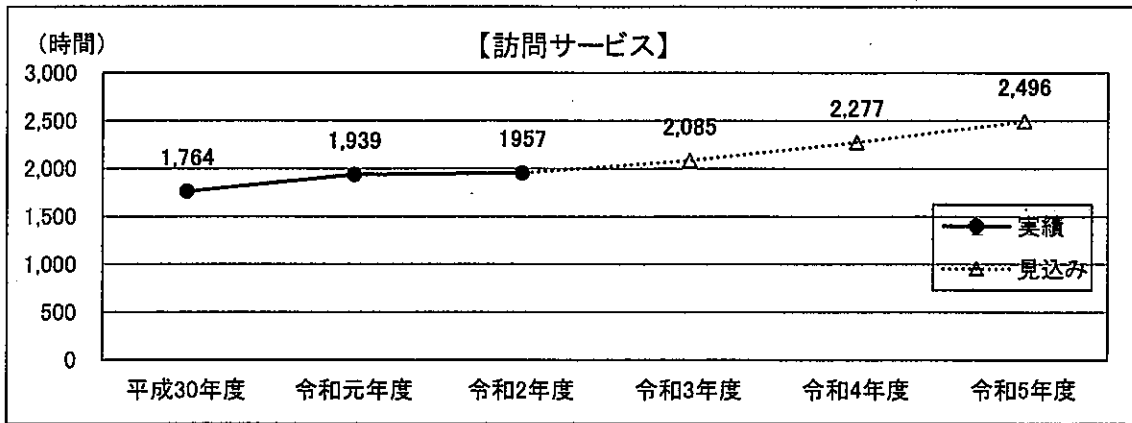
● サービス量見込み

< 訪問系サービスの見込み >

	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問系サービス	時間	2,085	2,277	2,496
	人	87	90	93

※月あたりの平均





●確保方策及び具体的な方策

- 地域移行の推進に伴いサービス量増加が見込まれること、新たなサービス利用者が出てくることを想定しながら、相談支援事業所やサービス事業者との連携を図りながらニーズの充足に努めます。
- 介護保険制度によりニーズに沿ったサービスを受けられる方に対して、関係部署と連携し、制度切り替え時の円滑な移行をご案内することで、必要な支援が途切れないようにします。

②日中活動系サービスの充実

●現在までの推移と今後の見込み

各サービスの平成30年度・令和元年度の実績及び令和2年度の実績見込みから、次のように考えられます。

生活介護については、増加傾向にあり引き続き利用者の増加が見込まれます。

自立訓練（機能訓練・生活訓練）については、機能訓練は減少傾向、生活訓練は増加傾向にあります。

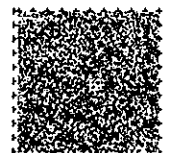
就労移行支援は減少傾向、就労継続支援（A型、B型）は増加傾向にあります。

療養介護については、その対象者が限られていることや市内・近隣市町村に事業所がないことから今後のサービス利用状況は安定していると考えられます。

短期入所については、令和2年度の新型コロナウイルス感染症の影響を除けば利用量が安定しています。またヒアリングの中でも利用を継続したいとの声があり、引き続き利用が見込まれます。

●課題

関係機関ヒアリングでは、市内事業所数が減少している就労移行支援について、「2年間の利用期間内で就職をしていくため、利用者数としては増加していない」との意見がありました。就労を目指したい人が必要なサービスを利用できるよう支援体制の確保が必要です。

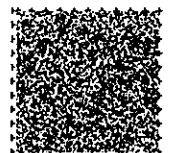


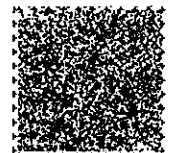
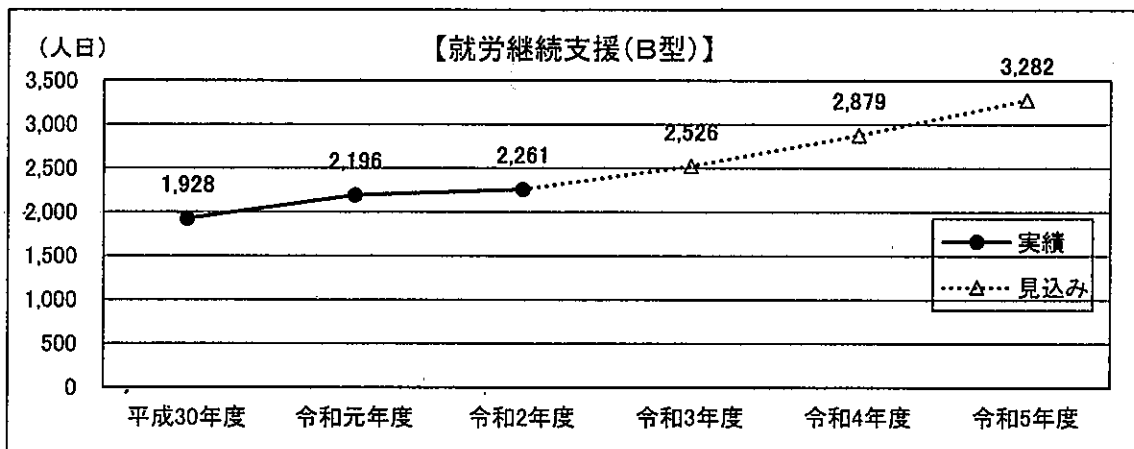
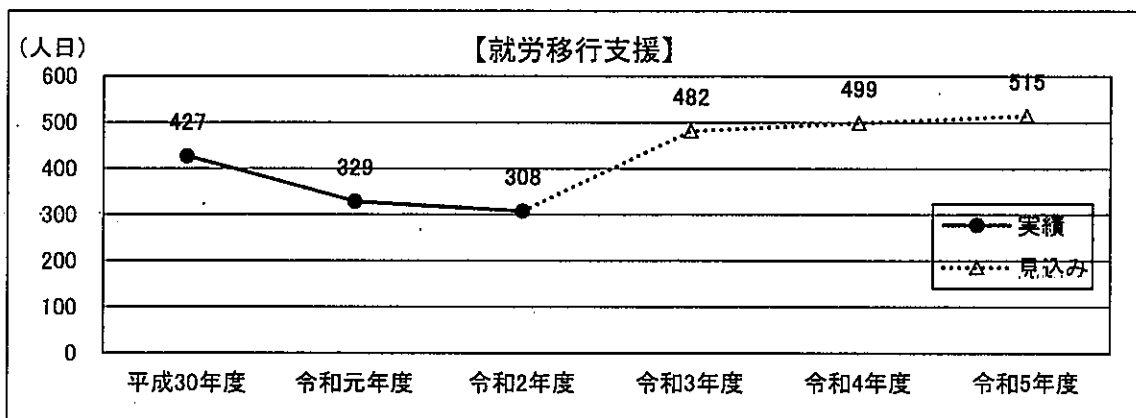
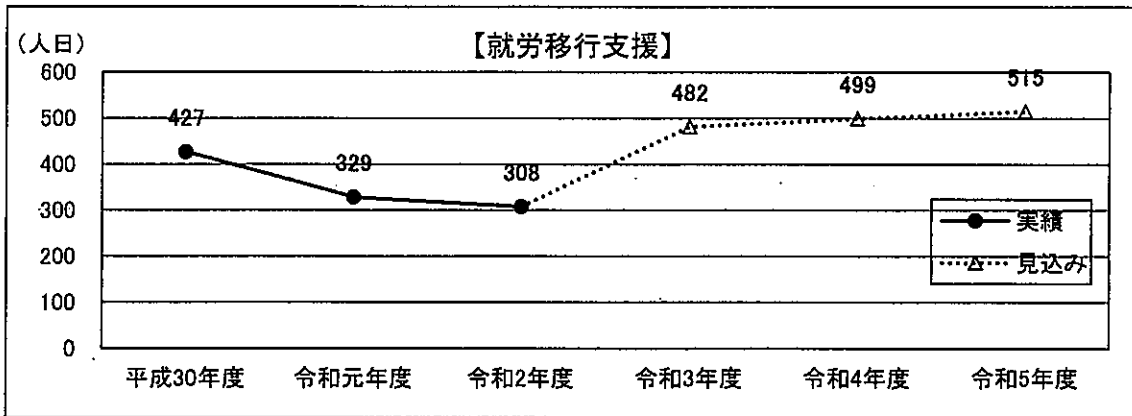
●サービス量見込み

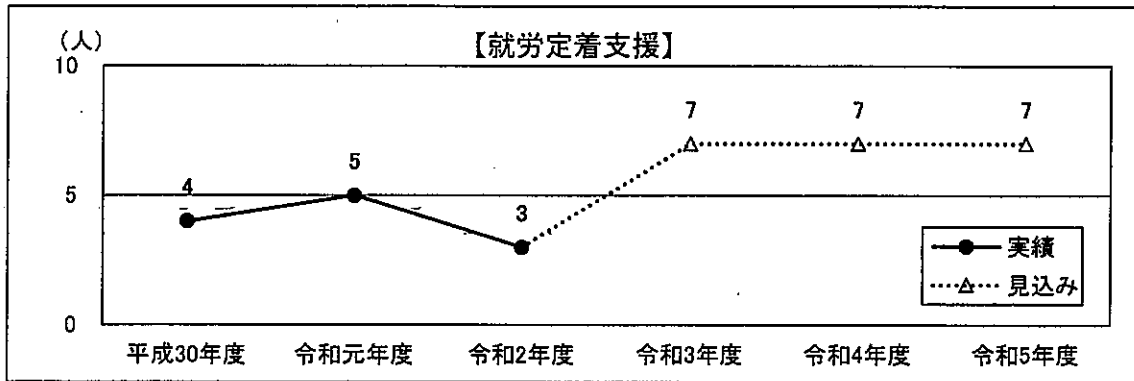
<日中活動系サービスの見込み>

	市内事業所数	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
生活介護	5	人日	2,661	2,714	2,769
		人	132	135	137
自立訓練 (機能訓練)	0	人日	45	45	45
		人	4	4	4
自立訓練 (生活訓練)	1	人日	178	178	178
		人	11	11	11
就労移行支援	1	人日	482	499	515
		人	29	30	31
就労継続支援 (A型)	4	人日	1,370	1,411	1,453
		人	67	69	70
就労継続支援 (B型)	8	人日	2,526	2,879	3,282
		人	137	157	179
療養介護	0	人	12	12	12
福祉型短期入所	3	人日	116	116	116
		人	16	16	16
医療型短期入所	0	人日	20	20	20
		人	7	7	7
就労定着支援	1	人	3	5	7

人日は：月あたりの平均のべ利用日数

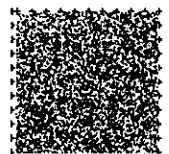






●確保方策及び具体的な方策

- 事業者に対する県等の補助金や研修等の周知を行い、サービスの提供体制の充実を図ることで、見込量の確保を図ります。
- 市内の就労系サービス事業所と連携を深めながら、就労支援並びに定着支援を進めていきます。
- 就労系サービスの情報提供と啓発活動を行い、サービス利用者の一般就労へつながるよう努めます。

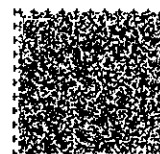
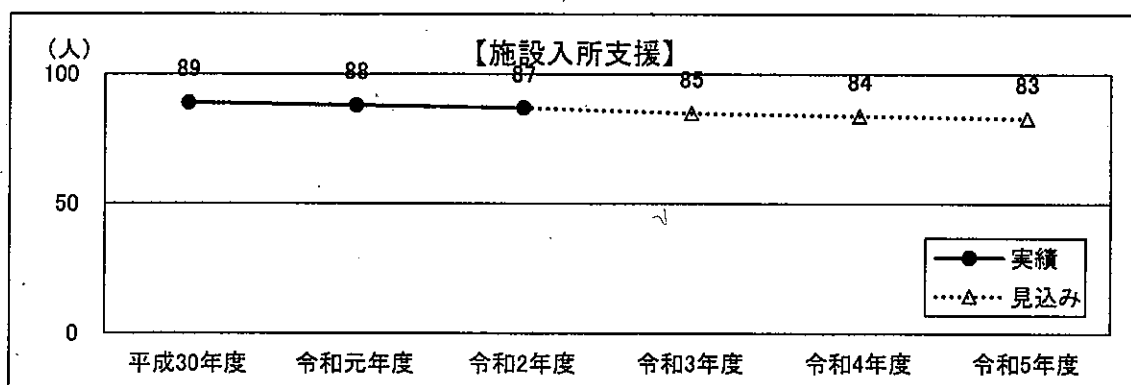
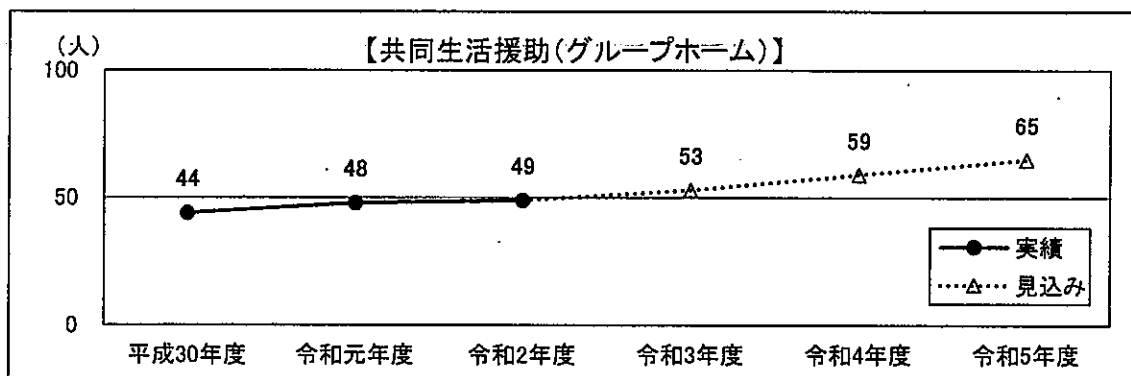
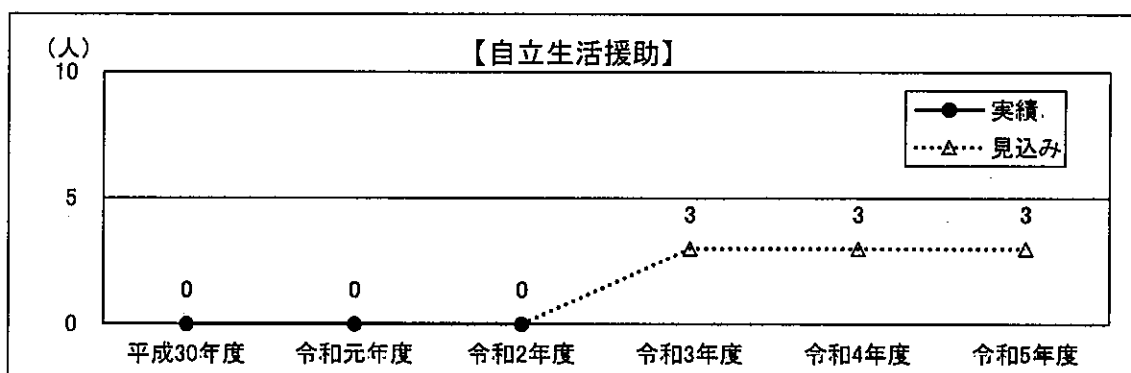


●サービス量見込み

<居住系サービスの見込み>

	市内事業所数	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自立生活援助	0	人	3	3	3
共同生活援助 (グループホーム)	6	人	53	59	65
施設入所支援	1	人	85	84	83

※人日：月あたりの平均延利用人数



●第5期小郡市障がい福祉計画の実績

<相談支援の実績>

	単位	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		見込	実績	見込	実績	見込	実績見込
計画相談支援	人	433	448	473	470	552	461
地域相談支援 (地域移行支援)	人	3	0	6	1	9	0
地域相談支援 (地域定着支援)	人	2	1	3	0	4	0

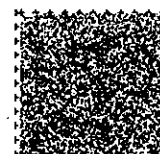
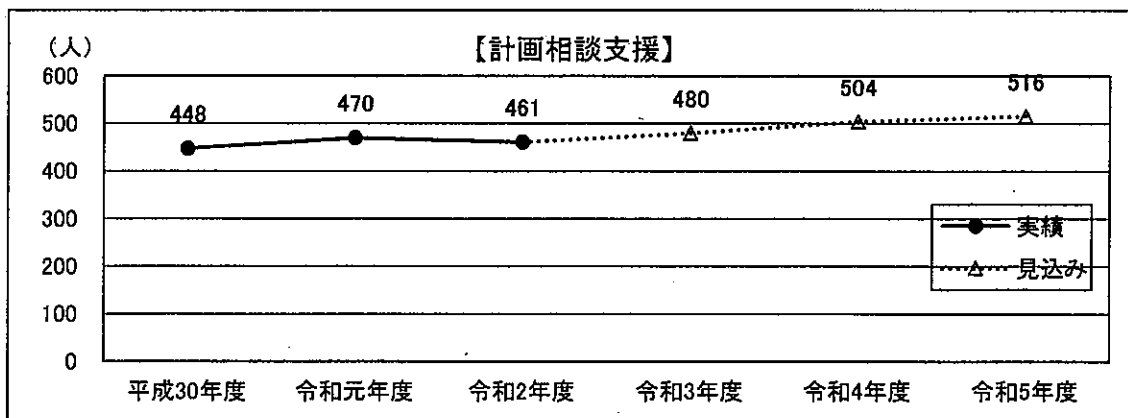
※年あたりの実利用人数

●サービス量見込み

<相談支援の見込み>

	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画相談支援	人	480	504	516
地域相談支援 (地域移行支援)	人	1	1	1
精神障がい者の 地域相談支援 (地域移行支援)	人	1	1	1
地域相談支援 (地域定着支援)	人	1	1	1
精神障がい者の 地域相談支援 (地域定着支援)	人	1	1	1

※年あたりの実利用人数



●第5期小郡市障がい福祉計画の実績

◇理解促進研修・啓発事業

<理解促進研修・啓発事業の実績>

	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	見込	実績	見込	実績	見込	実績
理解促進研修 ・啓発事業	有	有	有	有	有	有

●サービスの見込み

<理解促進研修・啓発事業の見込み>

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
理解促進研修 ・啓発事業	有	有	有

●確保方策及び具体的な方策

○講演会や障がい特性の理解につながる情報発信を行い、少しでも多くの人の障がい者・児への理解が深まるよう努めます。

○イベントや地域の行事を通じて地域住民と障がい者・児との交流活動ができるよう理解促進を図ります。

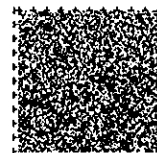
◇自発的活動支援事業

●現状と課題

小郡市においては、学校の長期休暇を利用して、ボランティアの育成を目的とした「障がい児スクール」を実施しています。毎回地域の高齢者や学生の方に多数参加いただき、障がい児との交流を通じたボランティア育成はもちろん、ボランティアを経験した学生が障がい福祉分野へ就職するなど人材育成にもつながっています。

●施策の方針

ボランティア活動を通じて理解促進を図るため、今後も取り組みを支援・推進していきます。また、「障がい児スクール事業」に参加したボランティアが、市社会福祉協議会が行う「タイムケア事業」など他の活動にも継続して参加することができるようつなげていきます。



●第5期小郡市障がい福祉計画の実績

<相談支援の実績>

	単位	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		見込	実績	見込	実績	見込	実績見込
相談支援事業	箇所	6	6	6	6	6	6
基幹相談支援センター設置の有無		有	有	有	有	有	有
基幹相談支援センター等機能強化事業実施の有無		有	有	有	有	有	有

●サービスの見込み

<相談支援の見込み>

	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
相談支援事業	箇所	7	7	7
基幹相談支援センター設置の有無		有	有	有
基幹相談支援センター等機能強化事業実施の有無		有	有	有

●確保方策及び具体的な方策

○障がいに関して、何でも相談できる場所として、基幹相談支援センターや相談支援事業所の周知を行います。

◇成年後見制度利用支援事業・成年後見制度法人後見支援事業

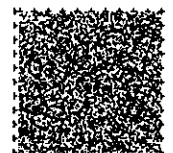
●現状と課題

成年後見制度についてのパンフレットの福祉課窓口設置や、自立支援協議会で研修会を行い、関係機関にパンフレットを配布し周知を行っています。

実績をみると、成年後見制度の利用支援事業の利用者は平成30年度及び令和2年度に1人、成年後見制度法人後見支援事業の実施については平成30年度～令和2年度でなしとなっています。今後も潜在的に利用が必要な人のためにも周知・利用拡大を行う必要があります。

●施策の方針

成年後見制度の利用が必要な障がい者のために、周知や情報提供を行うとともに引き続き必要な支援を行います。



●第5期小郡市障がい福祉計画の実績

＜意思疎通支援事業の実績＞

	単位	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		見込	実績	見込	実績	見込	実績見込
意思疎通支援事業	人	30	32	30	24	30	17

＜手話奉仕員養成研修事業の実績＞

	単位	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		見込	実績	見込	実績	見込	実績
手話奉仕員養成研修事業	人	25	13	25	12	25	※中止

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため

●サービス量見込み

＜意思疎通支援事業の見込み＞

	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
意思疎通支援事業	人	25	25	25

＜手話奉仕員養成研修事業の見込み＞

	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
手話奉仕員養成研修事業	人	15	15	15

●確保方策及び具体的な方策

- 障害者差別解消法や障害者権利条約等により合理的な配慮として対応できる体制はできており、今後も必要量の確保及び内容の充実に努めます。
- 意思疎通支援事業の安定した提供のため、「手話奉仕員養成研修事業」として、まいねんど、講座等を開催し、手話奉仕員の確保に努めます。
- 高齢のろうあ者には読み書きが苦手な方が少なくないため、今後も引き続き手話奉仕員養成研修を開催することにより、手話や聴覚障がいへの理解及び交流活動等の促進を図っていきます。
- 必要な支援が途切れないよう、新型コロナウイルス感染症の影響にも対応した遠隔手話通訳も実施します。



●確保方策及び具体的な方策

○障がい者・児の在宅生活を支援するためにも、必要な日常生活用具の給付を引き続き行います。

◇移動支援事業

●現状と課題

「介助者がいない」、「周りの人に手助けを頼みにくい」等の悩みを抱える障がい者・児に向け、更なる周知が必要だと考えられます。

障がい者・児の社会参加の促進に加え、障がい者・児の自立に向けて、支援の充実に努める必要があります。

●施策の方針

障がい者・児の社会参加の促進に加え障がい者・児の自立に向けて、支援の充実及び身近な相談窓口である市社会福祉協議会などでも周知に努めます。

●第5期小郡市障がい福祉計画の実績

<移動支援事業の実績>

	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	見込	実績	見込	実績	見込	実績見込
実施箇所数 (箇所)	41	43	42	47	43	47
実利用者数 (人)	62	53	65	53	68	42
延利用時間数 (時間)	4,500	4,041	4,600	3,458	4,700	2,746

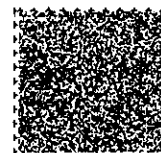
※月あたりの平均

●サービス量見込み

<移動支援事業の見込み>

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施箇所数 (箇所)	47	47	47
実利用者数 (人)	55	55	55
延べ利用時間数 (時間)	3,500	3,800	4,000

※月あたりの平均



●サービス量見込み

<地域活動支援センター事業の見込み>

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施箇所数 (箇所)	2	2	2
実利用者数 (人)	290	290	290

●確保方策及び具体的な方策

○「就労支援事業所等からの優先調達の推進」の取り組みを推進し、地域活動支援センターⅢ型で作られた製品等の周知を行い、工賃の増加や利用者の自立へうなげていけるよう努めます。

○今後も事業所が持つ特性や機能をうまく活かしていけるように支援を行います。

◇自動車運転免許取得・改造助成事業

●現状と課題

自動車改造助成事業については、就労等のために車の改造が必要な身体障がい者のみとなっていますが、自動車運転免許取得助成事業については、手帳を所持しており自立更生が見込まれる者となっており、障がいの制限はありません。

平成30年度・令和元年度の実績及び令和2年度の実績見込みでは、見込みに比べて実績が少なくなっていますが、「福祉施設から地域社会への移行」という点から障がい者の日常生活の利便と生活圏拡大を図るため、この制度を引き続き維持していく必要があります。

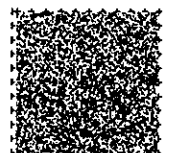
●施策の方針

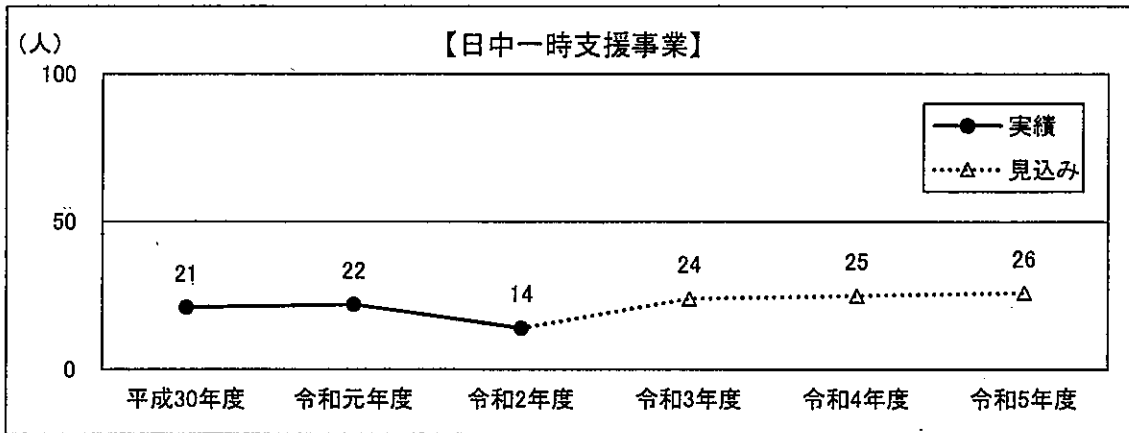
地域社会への移行をさらに推進していくためにも、必要としている人のためにも周知等を行っていきます。

●第5期小郡市障がい福祉計画の実績

<自動車運転免許取得・改造助成事業の実績>

	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	見込	実績	見込	実績	見込	実績見込
実利用者数 (人)	9	3	9	1	9	1





●確保方策及び具体的な方策

- 障がい者・児の日中における活動の場を提供し、見守り及び日常的な訓練等を行うよう努めます。
- 障がい者・児の家族の就労支援及び障がい者・児を日常的に介護している家族の一時的な休息を図ることを目的に実施し、障がい者・児及びその家族への支援の充実に努めます。
- 新規事業者に働きかけを行い、身近な地域で負担軽減が図れるよう努めます。
- 自立支援協議会と連携し、サービスの質の向上を図ります。

◇訪問入浴サービス事業

●現状と課題

実利用者数は平成 29 年度では 4 人となっています。今後も増えていくと考えられるため、十分な見込みを計画する必要があります。

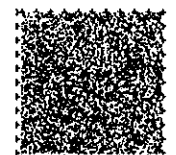
●施策の方針

入浴が困難な障がい者・児のためにも引き続き事業を実施します。

●第 5 期小郡市障がい福祉計画の実績

＜訪問入浴サービス事業の実績＞

	平成 30 年度		令和元年度		令和 2 年度	
	見込	実績	見込	実績	見込	実績見込
実施箇所数 (箇所)	2	5	2	5	2	6
実利用者数 (人)	6	3	6	3	7	2



◇巡回支援専門員整備事業

●現状と課題

平成 27 年度から発達障がい等に関する知識を有する専門員が小郡市内の保育所等を巡回し、支援をする職員や保護者に対し、障がいの早期発見・早期対応のための助言等を行っています。ケースに応じて、適切な支援につなぐことができるよう、関係機関との連携強化に努めていく必要があります。

●施策の方針

関係機関との連携を強化し、今後も障がいの早期発見・早期対応のために支援を行います。

●第 5 期小郡市障がい福祉計画の実績

<巡回支援専門員整備事業の実績>

	平成 30 年度		令和元年度		令和 2 年度	
	見込	実績	見込	実績	見込	実績
実施件数 (件)	156	86	156	76	156	54

※令和 2 年度は、12 月末時点まで実績

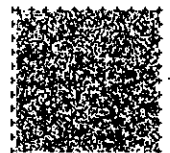
●サービス量見込み

<巡回支援専門員整備事業の見込み>

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施件数 (件)	86	86	86

●確保方策及び具体的な方策

○障がいの早期発見・早期対応の観点からも、ニーズに合わせて事業を行います。



⑦当事者団体の育成

●現状と課題

障がい者・児やその家族が、悩みを相談したり、社会的な孤独の解消、情報入手等の機会を増やすため、同じ境遇の人々とネットワークを形成し、住みやすく、安心できる社会が築けるように団体の育成を行っています。

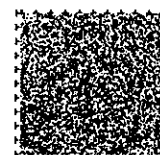
関係団体へのヒアリング調査では、「活動の拠点となる居場所を確保したいが、資金面や人材面で難しい」「障がい児の保護者は仕事をしていて、事業所や他団体とつながりを持ちたいが、活動時間が確保しづらい」など活動の支障となる状況があるとの意見がありました。

●施策の方針

当事者団体が活動を十分に行えるよう様々な支援を行います。

●具体的な取り組み

- 自発的活動支援事業を推進していきます。
- 当事者団体の主体性を尊重しながら、運営費補助を行い、活動を支援します。
- 地域において当事者団体等を支援するボランティア等の育成に努めます。
- 当事者団体の次世代の人々へのリーダー育成を、他の団体との交流等により推進します。



(2) 権利擁護の推進

①障がい者・児への差別解消の推進

●現状と課題

国は、「障害者権利条約」の批准に向けて、平成25年6月に「障害者差別解消法」を公布し、平成26年1月に「障害者の権利条約」を批准しました。「障害者差別解消法」については平成28年4月より施行されています。「障害者差別解消法」では、障がい者・児が壁を感じないように「合理的配慮」をすることが行政の義務となっています。また、民間業者や市民に対しても広く啓発していくことが課題となります。

市では令和元年度に全職員対象の「聞こえのサポーター研修」を実施し、職員の対応能力向上につなげました。その他、平成30年度にも発達障がいについて研修を行い、様々な障がいに対する理解を深めています。

●施策の方針

障がいに対する理解不足や偏見といった、心理的な障壁等の社会に存在する心のバリアを取り除き、「人にやさしい社会づくり」を推進します。

●具体的な取り組み

【地域住民への啓発】

○障がい者・児の権利及び個人としての尊厳について、市民一人ひとりに自身の行動や認識について見つめなおして頂けるような啓発活動に努めます。また、防災訓練等身近な地域活動での交流を図り、相互理解を促進します。

【行政職員への意識づけ】

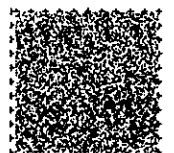
○障がい者・児に関する施策や事業を担当する職員だけではなく、すべての職員に対し、障がい者・児への差別解消や合理的配慮について、研修等の方法により啓発を進めていきます。

○県等への研修に積極的に参加し、理解を深めることで、更なる事業推進を図ります。

【交流の場づくり】

○小郡市自立支援協議会等を活用し、障がい者・児に関する理解につながる交流を図ります。

○市の広報紙やホームページを活用し、障がい者・児と交流できるイベント等を掲載し交流の機会の周知を行います。



③成年後見制度等の推進

●現状と課題

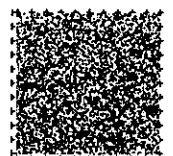
実績をみると、成年後見制度利用支援事業の利用者は平成 30 年度及び令和 2 年度に 1 人、成年後見制度法人後見支援事業の実施については平成 30 年度～令和 2 年度はありませんでした。今後も潜在的に利用が必要な人のためにも周知・利用拡大を行う必要があります。

●施策の方針

障がい者の権利擁護のため、成年後見制度利用支援事業・成年後見制度法人後見支援事業を周知し利用につなげます。また、成年後見制度の利用に至らない方でも、日常生活自立支援事業において支援することで在宅生活を推進します。

●具体的な取り組み

- 利用ニーズが高いと考えられる知的障がいや精神障がいの手帳所持者に重点を置いて、成年後見制度の周知を行います。
- 知的障がいや精神障がいの手帳所持者が相談場所として選択することの多い機関等にも周知を行います。
- 「福祉施設・福祉サービス事業所」や、「医療機関」等へ周知を行い、職員と連携して制度や事業の利用への支援を行います。



【障がい児が日中過ごす場所がない】

放課後等デイサービスについてはサービス利用量が増加している状況が続いていることから今後も必要量の確保が重要であるとともに、地域の社会資源の対応力の向上に努め、地域での受け入れ・居場所の確保につなげます。そのことを踏まえ、障がい児支援サービスの必要量は随時精査に努めます。

●施策の方針

潜在的ニーズを踏まえた必要なサービス量を見込み、確保できるよう努めます。

障がい児たちが適切な支援等を受けながら地域の中で成長していけるよう、自立支援協議会や関係機関等と連携しながら体制を整え、障がい児のいる家庭を支援し、保護者の負担軽減を図ります。

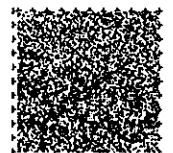
●児童福祉法に基づく障がい児支援サービスの実績

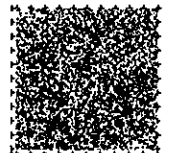
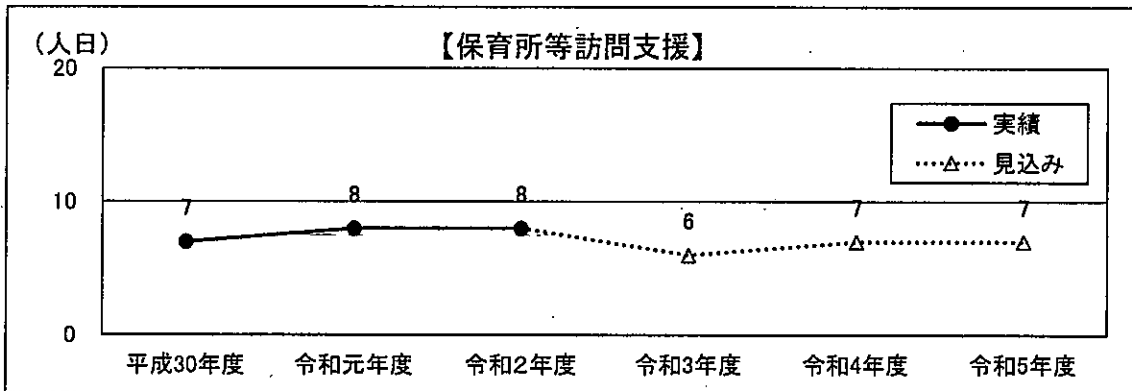
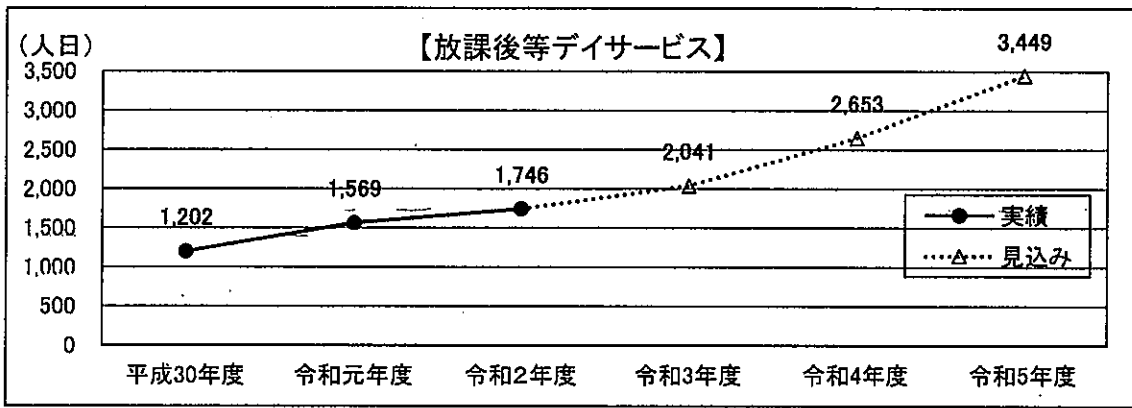
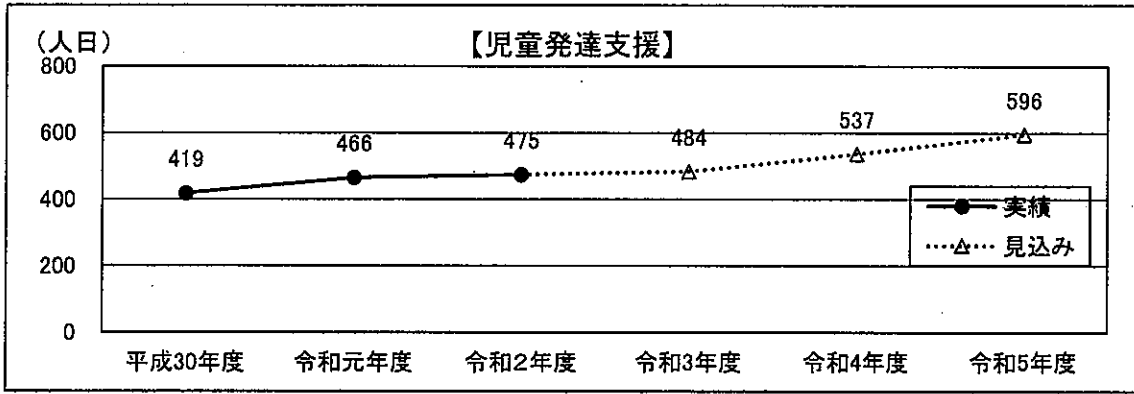
＜児童福祉法に基づく障がい児支援サービスの実績＞

	市内事業所数	単位	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
			見込	実績	見込	実績	見込	実績
児童発達支援	10	人日	359	419	448	466	561	475
		人	43	56	53	65	66	64
放課後等 デイサービス	11	人日	1,070	1,202	1,284	1,569	1,541	1,746
		人	100	111	120	138	143	153
保育所等訪問支援	2	人日	13	7	13	8	13	8
		人	12	6	12	7	12	6
医療型 児童発達支援	0	人日	0	0	0	0	0	0
		人	0	0	0	0	0	0
居宅訪問型児童 発達支援	0	人日	10	0	10	0	10	0
		人	2	0	2	0	2	0
障がい児相談支援	7	人	150	213	163	259	170	315
医療ケア児に対する 関連分野の支援 を調整するコーディネーターの配置	-	人	0	0	1	0	1	0

※人日：月あたりの平均延利用日数

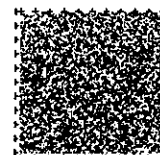
※人：月あたりの平均延利用人数





●確保方策及び具体的な方策

- 国や県の施設整備に係る補助金等の周知を行い、新規事業者の参入や既存の事業者の定員増を図ります。
- 乳幼児健診（健康課）、保育所及び学童保育所（子育て支援課）、教育機関（教務課）と連携し、障がい児の早期発見・早期支援に努めます。
- 自立支援協議会等と連携し、学校教育連絡会等を通してトータルケアマネジメント（相談支援）を軸としたサービス提供を周知していきます。
- 障がいがある子とその家庭への支援の充実に努めます。
- 福祉分野と保健・保育・教育分野が協力して児童の成長を支援していくことができるよう連携を強化します。



●目標値の設定

項目	第6期 目標値	考え方
令和元年度末時点の 入所者数 (A)	89 人	令和元年度末時点の入所者数
令和5年度末時点の 入所者数 (B)	87 人	令和5年度末時点の入所者数の見込み
【目標値】 地域生活移行者人数 (C)	6 人	令和元年度末から令和5年度末までの 施設入所から地域生活への移行見込み
	6.7%	移行割合 (C/A)
【目標値】 削減見込み	2 人	令和元年度末から令和5年度末までの施設入 所者の削減数 (A-B)
	2.2%	削減割合 ((A-B) / A)

●確保方策及び具体的な方策

- 基幹相談支援センター及び指定特定相談支援事業所と連携し、本人や家族の意向、本人の心身の状態を踏まえたうえで、共同生活援助や在宅への移行を検討するよう働きかけを行っていきます。
- 地域で生活するためには地域住民の理解が不可欠であると考えられるため、障がいの理解啓発のための活動に努めます。

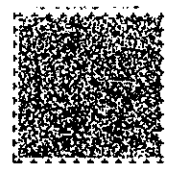
(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

●現状と課題

小郡市では精神障がい者の人数は年々増加しており、地域の一員として暮らしていけるようにするためにも地域包括ケアシステムの構築を推進し、支援体制を強化していく必要があると考えています。

●施策の方針

精神障がい者の地域生活を支援するために、差別や偏見なく共生できる包括的な社会構築に努めます。



●施策の方針

自立支援協議会の取り組みの中で作り上げてきた事業者間のネットワークを活かし、地域における複数の機関で分担する「面的整備型」によって今後他の機能の充実を図ります。

●国の目標値

＜地域生活支援拠点等の整備＞ ・障がい者の地域生活を支援する拠点等を各市町村または各圏域に少なくとも1つを整備しつつ、年1回以上運用状況の検証・検討

●目標値の設定

項目	第6期 目標値	考え方
地域生活支援拠点等の整備	1箇所	小郡市自立支援協議会を中心に1年に1回以上運用状況を検証及び検討する

●確保方策及び具体的な方策

- 安定した障がい福祉サービスの提供が行えるよう、不足しているサービスの把握とその確保に努めます。
- 自立支援協議会と連携し、安全・安心のサービス提供ができるよう、専門性の確保を推進します。
- 地域の個々の社会資源が面的役割を果たすことで障がい者・児が安心して生活できるような体制づくりを進めます。

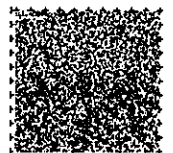
(4) 福祉施設から一般就労への移行の推進

●現状と課題

関係団体ヒアリングにおいて、当事者・保護者からは「福祉的就労に限らず一般就労を目指すための支援や、一般就労へ移行したのちの就労定着の支援を利用したい」との声があり、引き続き支援の必要があります。

●施策の方針

就労を支援するだけでなく、継続して働いていくことができるような体制づくりを推進します。



(5) 障がい児支援の提供体制の整備

①障がい児支援の提供体制の整備

●現状と課題

障がい児支援については、特に放課後等デイサービスの利用は年々増加傾向にあります。令和2年度には事業所数が増加し、これまで市外の事業所に通っていた利用者が身近な事業所を利用可能になったり、受け入れ先を探していた児童の利用につながることができました。

しかし、関係機関へのヒアリング調査では、「早期発見の取り組みが実を結んでいる一方、支援者の人材育成・確保が必要」「障害児通所サービスだけによらない、地域での受け入れを充実させる必要がある」との意見も出ています。

今後は障がい児への支援を充実させるための人づくりと地域づくりが必要です。

●施策の方針

支援体制の充実のため、市子育て世代包括支援センターやきらきら教室とも連携し、体制の確保に努めます。

●国の目標値

《児童発達支援センターの整備》

- ・令和5年度末までに各市町村または各圏域に1箇所以上設置

《保育所等訪問支援を利用できる体制の構築》

- ・令和5年度末までに各市町村において利用できる体制を構築

《重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の整備》

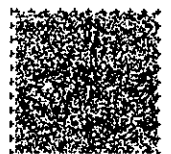
- ・令和5年度末までに各市町村または各圏域に1箇所以上設置

《重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービスの整備》

- ・令和5年度末までに各市町村または各圏域に1箇所以上設置

《医療的ケア児のための協議の場の整備》

- ・令和5年度末までに各市町村または各圏域に1箇所以上設置するとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置



(6) 相談支援事業の充実・強化等

●現状と課題

相談支援体制については、計画相談支援が市内6か所、地域相談支援が市内1か所、一般相談支援が市内2か所（基幹相談支援センター1か所、機能強化型基幹相談支援センター1か所）で対応しています。基幹相談支援センターが地域の中核的な相談支援の役割を担っていますが、関係団体ヒアリングにおいては「相談先や情報入手先が不足している」との意見も出ており、相談支援体制の更なる強化・充実に向けた検討が必要です。

令和2年度から、相談支援専門員新任研修の小郡市内事業所からの申請者に対し、基幹相談支援センター「サポネットおごおり」での研修（市内相談支援事業所の現状及び課題、自立支援協議会の現状及び課題のレクチャー）を実施し、地域の相談支援専門員の資質向上につなげています。

また、自立支援協議会の相談ワーキングチームを年4回程開催し、うち2回は困難事例の共有、対応方法の協議や基幹相談支援センターからの助言を行っています。その他、基幹相談支援センターが各事業所からの問い合わせへ随時対応しています。

●施策の方針

相談支援体制を充実・強化するため、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保します。

自立支援協議会の相談ワーキングチームの連携を活用し、基幹相談支援センターが指定特定相談支援事業所・障がい児相談支援事業所への専門的な助言・指導を実施します。

●国の目標値【新規】

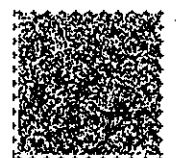
◀相談支援体制の充実・強化▶

・令和5年度末までに、各市町村または圏域において、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保。

●目標値の設定

◇相談支援体制の充実・強化

項目	第6期目標値
総合的・専門的な相談支援の実施	有
指定特定相談支援事業所への専門的指導・助言を実施	年4回
人材育成の支援	1件
連携強化の取り組み	1件



4. 障がい者・児に対する理解の促進

(1) 地域での福祉活動の推進

① ボランティア活動の推進

● 現状と課題

【ボランティアの活性化】

小郡市では、既に多くのボランティア団体が組織・活動され、障がい者・児の支援を行っており、小郡市社会福祉協議会でもボランティア情報センターにおいて、ボランティア養成講座を行っています。

関係団体ヒアリングにおいては「福祉サービスの他にも地域の中でボランティアに助けられる場面が多くあった」との意見があり、活動の継続を支援する必要があります。

【ボランティアの育成】

小郡市では自発的活動支援事業（障がい児スクール）においてボランティアの募集と受け入れを行い、ボランティアの育成を図っています。その活動のきっかけを継続的なものとしていくために、タイムケア等との活動をつないでいく必要があります。

● 施策の方針

ボランティア活動を推進していくために住民が参加しやすい環境づくりや情報提供を推進します。

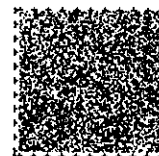
● 具体的な取り組み

○小郡市社会福祉協議会と連携し、ボランティア情報センターにおいて、ボランティアの担い手と交流を図り、情報交換を行います。また、ボランティア養成講座を開催し、その周知と参加を呼びかけます。

○ボランティアをしたい人の状況にあったボランティアメニューを作成し、気軽に参加できるボランティア活動の提案を行います。

○小郡市社会福祉協議会と連携し、ボランティア情報センターにおいて、ボランティア情報の収集・発信と、ボランティアをしたい人と求める人をつなぐコーディネート機能の充実を図り、マッチング率の向上を目指します。

○障がい者・児への理解を促進する啓発・研修会を行い、ボランティア活動への理解が得やすい環境づくりに努めます。



【迅速に安全な場所に避難するために】

- 日頃から声をかけあえる近隣の関係づくりを推進します。
- 災害発生時、避難行動要支援者の情報について、該当者の個人情報保護に配慮しながら、避難支援等に必要な限度で提供し、地域全体で対応・共有できる体制づくりを進めます。
- 災害発生時、避難行動要支援者名簿の作成や情報提供・共有についての理解と協力を求めます。
- 地域の防災訓練や講習会に、障がい者・児が積極的な参加をすすめ、地域の取り組みを通じた相互理解の支援を図ります。

【避難所での不安の解消のために】

- 避難所での支援に対し、災害救援ボランティアを積極的に受け入れ、連携しながら、多様な支援ニーズに対応していきます。
- 避難場所になっている施設においては、障がい者・児との意思伝達が図れるようなコミュニケーション支援について検討します。
- 避難所で安全に不安なく過ごすことができるように、できる限り物資の確保に努めます。
- 災害発生時に指定避難所での生活が困難な障がい者・児等の受け入れ先となる福祉避難所として、医療機関・民間福祉施設の活用協議を行っていきます。小郡市地域防災計画をもとに障がい者に配慮した支援が行えるよう市内の関係機関に協力を依頼し、災害時における協定を締結しています。

《災害に関する協定書締結状況》

災害時における災害応援活動に関する協定書締結	小郡市社会福祉協議会、小郡手話の会 サポネットおごおり
災害ボランティアセンターの設置における協定書締結	小郡市社会福祉協議会
災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定書締結	本間病院、蒲池病院、三沢長生園 小郡池月苑、ケアハウス小郡

